

# 札幌医科大学知的財産ポリシー

令和2年4月1日

札幌医科大学（以下「本学」という。）は、「進取の精神と自由闊達な気風」、「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」を建学の精神として掲げ、人間性豊かな医療人の育成、北海道民への医療サービスの向上、国際的・先端的な研究の推進を理念とし実践している。

本学では、優れた研究成果を積極的に知的財産化し、産業界での開発・活用を促すことによって、新しい医療の創出に貢献するため、知的財産に関する基本的な考え方を明らかにするポリシーを策定する。

## 1 ポリシーの対象者

ポリシーの対象者は本学の教職員、本学において研究に従事する者とする。

ただし、学生、研究生、訪問研究員等、本学と雇用関係のない者については、本ポリシーに合意した者を対象とする。

## 2 対象となる知的財産

ポリシーの対象となる知的財産は、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠、著作権の対象となる著作物（ただし、プログラム及びデータベースに限る。）、研究成果有体物、臨床試験データ、ノウハウ、その他その活用によって医療の普及と進歩に資するものとする。

## 3 知的財産の機関帰属

本学に雇用される研究者が本学における教育研究活動の一環として行った研究、本学が費用その他の支援を行った研究（学生実習を含む）、本学が管理する施設整備を利用して行った研究等により生じた知的財産は、原則として本学に帰属するものとする。

## 4 知的財産の維持・管理

本学に帰属する知的財産の出願、登録、譲渡、放棄等の手続きについては、本学の責任のもとで適切に行うとともに、維持・管理する知的財産が有効に活用されるよう技術移転の促進などに努める。

## 5 収益の運用

知的財産の活用により生まれた収益は、本学においてこれを教育研究や知的財産の取得、臨床研究の開発経費に充当するとともに、一定割合を関係教職員等へ還元することで、研究開発に対するインセンティブを高める。

## 6 知的財産に関する啓発

研究成果に関する論文や学会等での発表と、知的財産権の取得・活用は、医療の発展と新しい技術の開発における両輪と捉え、知的財産に関する教育を積極的に推進するなど、本学に所属する全ての研究者における知的財産に対する意識とリテラシーの向上を図る。